

空家等対策計画の事業期間について

柏市空家等対策計画（平成30年3月策定）は，事業期間を平成30～32年度（3年間）として設定していました。

- 令和元年度空家等対策協議会で空家特措法改正の情報把握及び上位計画（令和3年～総合計画）の施策の反映を行うために事業期間を1年間延伸しました。

令和2年2月20日に空き家等対策協議会を開催し，事業期間を平成30～令和3年度（4年間）とする旨ご説明させていただきました。



令和2年から3年において新型コロナの感染拡大により緊急事態宣言等の発令がされたことで空家実態調査自体が出来ない状況が続き，空家対策計画策定ができませんでした。

また，市では新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を最重要課題と捉え，全庁的な取り組みを実施する必要があったため，空家対策計画改定を見送らざるを得ない状況となりました。



- 今年度事業期間の計画を更に1年間の延伸を検討しています。

令和3年度に予定した空き家の現況調査及び柏市空家等対策計画の改定作業を令和4年度に実施することとしたため，計画期間を令和4年度（5年間）まで延伸したいと考えています。

令和4年度の計画本文や計画目標については変更せず，施策実施事業スケジュールおよび実施事業の修正を行い，事業期間を更に1年延伸し，令和5年度から改定する予定としています。

計画目標（目標年度を更に1年延伸）（案）

指標名	指標の説明	計画当初	計画目標
		平成29年度末	平成33年 令和4年度末
相談窓口の整備	相談窓口の整備状況	庁内みの体制	専門家等と連携した相談窓口の開設・運用継続
体制の整備	多岐にわたる空家等の問題を解決するための体制の整備状況	庁内みの体制	専門家等と連携した体制の整備・運用継続
特定空家等の判断基準の整備	特定空家等の判断基準の整備状況	ガイドラインに準じた基準	見直し・運用
地域団体との連携	地域団体（町会・自治会）と連携し、空家等の発生の前段階での情報提供や、空家等に関する情報共有の仕組みの整備状況	一部の町会・自治会において、自主的に情報提供	全ての町会・自治会への、空家等に係る情報共有、空家等の見守り自主活動体制の普及啓発，自主事業3件
財産管理人制度の活用	所有者や相続人が不明な場合に、家庭裁判所が選任した財産管理人が空家の保存や処分を行う制度	1件実施	通算18件実施，毎年5件実施
相談会の開催	空家等の所有者等や相続予定者を対象とした相談会	未整備	専門家等の協力を得て実施
空家等活用への支援	空家等の公益的施設として活用，子育て世帯の活用に関する支援	未整備	支援制度の整備

令和4年度の空家等対策計画の改定作業等について

令和4年度は、空家等の実態調査及び空家等対策計画の改定作業を行う予定です。

この計画の改定による計画期間は、令和5年度から令和9年度を予定します。

1 空家等実態調査

(1) 基礎資料の整理

上水道の閉栓データや各種地図データに基づき、現地調査用の図面を作成します。

(2) 現地調査

空家等判定基準に基づき、現地調査を行います。
調査件数は約5,000件を見込みます。

(3) 所有者等の意向調査

空家、特定空家等と判定された物件の所有者に対し、アンケート調査を行います。

(4) 調査結果の取り纏め

空家台帳の整備、地図データの更新を行います。

2 空家等対策計画の改定

(1) 柏市空家等対策計画の改定

空き家等の現状整理、空き家対策に係る基本的な方針の整理、空き家対策に係る施策の検討を行い、柏市空家等対策計画の改定を行います。

(2) 柏市空家等対策協議会の開催

計画の改定作業に当たり、空家等対策協議会を開催し、ご意見を施策に反映していきます。